

会 則 慶 弔 規 程

(昭和 50 年 2 月 20 日改正)

(平成元年 3 月 14 日改正)

(平成 5 年 6 月 2 日改正)

(平成 27 年 3 月 9 日改正)

(平成 28 年 3 月 15 日改正)

(平成 29 年 8 月 30 日改正)

(令和 5 年 8 月 24 日改正)

(令和 7 年 8 月 8 日改正)

群馬県中小企業団体事務局長会

群馬県中小企業団体事務局長会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、群馬県中小企業団体事務局長会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を群馬県中小企業団体中央会の中に置く。

(目 的)

第3条 この会は、群馬県内における中小企業団体の事務局責任者が相互に緊密な連絡をとり、団体運営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 団体運営のための研究会、座談会、講習会の開催
- (2) 会員相互の連絡ならびに情報の提供
- (3) 福利厚生に関する事業
- (4) その他の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(資 格)

第5条 この会の会員は、群馬県内に事務所を有する中小企業等協同組合法、中小企業団体法、商店街振興組合法、生活衛生同業組合法により設立された団体及び中小企業者等で組織された団体に所属する事務局責任者及び職員とする。

(種 別)

第6条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した団体の事務局責任者
- (2) 共済会員 別に定める本会の共済規約ならびに慶弔規程に賛同し、理事会において承認を得たもの。

(入 会)

第7条 この会の会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認をえなければならない。

2 前項による入会の申込をしたときは、その旨を申込んだ者に対し通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、年 15,000 円（共済会費含む）、共済会員は、年 2,000 円の共済会費を納

入しなければならない。ただし、新たに正会員として加入する者で、加入期間が12月に満たない者の会費は無料とする。

(拠出金の不返還)

第9条 既納の会費その他拠出金は返還しないものとする。

(退 会)

第10条 会員は、その旨を会長に届出て退会することができる。

2 会員は、次の各号の一に該当するときは退会したものとみなす。

(1) 死亡または資格の喪失

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により除名することができる。この場合において、その総会の会日の10日前までにその会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) この会の会則に違反したとき。

(2) この会の名誉をき損し、または信用を失わせるような行為があったとき。

(3) 法令に違反し、もしくは不正な行為があったとき。

第3章 役 員

(役 員)

第12条 この会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名以上4名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 理 事 7名以上10名以内

(5) 監 事 1名又は2名

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なおその職務を行なう。

(役員職務)

第14条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 専務理事は、会長および副会長を補佐して、本会の常務を執行する。

4 監事は、この会の会計を監査する。

(役員の選任)

第 15 条 役員は、総会において選任する。

(顧問)

第 16 条 この会に顧問を置くことができる。

第 4 章 会 議

(総 会)

第 17 条 総会は、通常総会および臨時総会とし会長が招集する。

(代理人による議決権等の行使)

第 18 条 正会員は、あらかじめ通知のあった総会附議事項につき代理人を以て議決権または選挙権を行使することができる。この場合、正会員でなければ 代理人となることができない。

(総会の議事)

第 19 条 総会の議事は、出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長が決する。

(総会の議長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において出席正会員のなかから選任する。

(総会の議決事項)

第 21 条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画ならびに事業報告
- (2) 収支予算ならびに収支決算
- (3) その他この会の運営に関する重要事項

(理事会)

第 22 条 会長、副会長、専務理事および理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

(理事会の議事)

第 23 条 理事会においては、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他理事会において必要と認める事項

第 5 章 会 計

(会 計)

第 24 条 この会の会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終るものとする。

群馬県中小企業団体事務局長会共済会慶弔規程

第1条 会員の慶弔金並びに退職慰労金の支給については、この規程によるものとする。

第2条 会員が法人である上部団体又は自治体の首長もしくは、政府機関より顕彰されたときは、金 10,000 円以内の金品を贈呈し祝賀する。

2 前項の祝賀は、中小企業の発展に貢献して顕彰された者に限るものとする。

3 顕彰による祝賀は、毎年通常総会の席上にて行うものとする。

第3条 会員が、結婚せるときは、お祝金として金 10,000 円を贈呈し、お慶びをともにする。

第4条 会員が病気又は傷害療養のため、1 週間以上入院したときは、見舞金として金 10,000 円以内を贈呈する。

第5条 会員が死亡したときは、金 30,000 円以内、配偶者が死亡したときは、金 20,000 円以内父母並びに子が死亡したときは、金 10,000 円以内を贈呈する。第6条 会員が火災にあったとき、又は風水害にあったときは、見舞金として、金 10,000 円以内を贈呈する。

第7条 会員が入会後3年以上を経過し所属団体を退職したときは、入会期間に応じ慰労金を次のとおり贈呈する。ただし、贈呈は、所属団体につき原則1度とする。

3 年以上 5 年未満	10,000 円
5 年以上 10 年未満	15,000 円
10 年以上 15 年未満	20,000 円
15 年以上 20 年未満	25,000 円
20 年以上 25 年未満	30,000 円
25 年以上 30 年未満	40,000 円
30 年以上	50,000 円

第8条 各条項の支給金額については、会長が副会長と協議して決定する。

(附則) 本規程に定めのない場合は、理事会の決定による。

事務局長会共済金給付一覧

《 H28.3.15 改正 》

種 類	金 額	備 考
顕彰祝賀	1 0,0 0 0 円	中小企業の発展に貢献したことによる顕彰
結婚祝賀	1 0,0 0 0 円	本 人
入院見舞	1 0,0 0 0 円	1 週間以上の入院
香 典	3 0,0 0 0 円	本 人 ※退職慰労金と併せて給付
	2 0,0 0 0 円	配偶者
	1 0,0 0 0 円	父母又は子 ※姻族父母の場合は同居
災害見舞	1 0,0 0 0 円	火災又は風水害
退職慰労	1 0,0 0 0 円	入会后 3 年以上 5 年未満
	1 5,0 0 0 円	〃 5 年 〃 10 年 〃
	2 0,0 0 0 円	〃 10 年 〃 15 年 〃
	2 5,0 0 0 円	〃 15 年 〃 20 年 〃
	3 0,0 0 0 円	〃 20 年 〃 25 年 〃
	4 0,0 0 0 円	〃 25 年 〃 30 年 〃
	5 0,0 0 0 円	〃 30 年以上